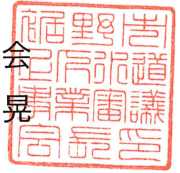


令和 7 年 3 月 26 日

裾野市長 村田 悠 様

裾野市上下水道事業審議会
会 長 齋 藤 利 晃



答 申 書

令和 6 年 7 月 25 日付け裾水経第 36 号により諮問のありました裾野市水道事業経営戦略の改定案と適正な水道料金について及び、裾野市下水道事業経営戦略の改定案と適正な裾野市下水道使用料について慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 裾野市水道事業経営戦略の改定案と適正な水道料金について

令和元年度に策定した裾野市水道事業経営戦略(以下「旧経営戦略」という)は、策定から5年が経過し、その間に人口減少や節水機器の普及による給水収益の減少、物価高騰による費用の増加など、大幅な社会情勢の変化に伴って経営環境が著しく変化し、計画と現実で一部乖離が進んだ。

今回の経営戦略改定版(以下「改定版」という)は、旧経営戦略及び令和 3 年度に見直しされた裾野市水道事業基本計画に基づき、投資・財政計画に上下水道耐震化計画及び管路更新計画を包含させるなど、可能な限りの乖離の解消が図られており、最新の社会情勢に沿った今後10年間の計画内容となっていることを確認した。

また、水道料金については、投資・財政計画(収支計画)期間内における改定の必要はない見込みではあるが、社会情勢等の動向によっては経営の安定のために、適正な水道料金へ前倒しで料金改定の検討を行う必要があることを明記している。

今後改定版を遂行していく上では、事業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するべく、概ね 5 年以内に見直しを行うとともに、市民生活に最大限配慮しながら、健全な経営に取り組むよう要望する。

2 裾野市下水道事業経営戦略の改定案と適正な下水道使用料について

下水道事業経営戦略の改定及び下水道使用料のあり方については、令和 7 年 1 月末に策定された上下水道耐震化計画及び 3 月に改定された裾野市公共下水道事業基本計画に即したものとするため、令和7年度も継続して審議を行い、当該年度の中途で答申を行うこととしたい。

令和 7 年 3 月 4 日

裾野市長 村田 悠 様

裾野市上下水道事業審議会
会 長 齋 藤 利 晃



答 申 書

令和 6 年 7 月 25 日付け裾水経第 36 号により諮問のありました裾野市水道事業、裾野市公共下水道事業及び裾野市簡易水道事業の経営状況の確認、及び、令和 5 年 7 月 18 日付け裾水経第 29 号により諮問のありました裾野市公共下水道事業基本計画の令和 5 年度、6 年度の 2 ヶ年に渡る見直しについて、慎重に審議した結果、下記のとおり附帯意見を添えて答申する。

記

1 裾野市水道事業、裾野市公共下水道事業及び裾野市簡易水道事業の経営状況の確認について

裾野市水道事業経営戦略、裾野市公共下水道事業経営戦略及び裾野市簡易水道事業経営戦略について、各事業における投資財政計画と令和 5 年度の決算を比較・精査した。

その結果、水道事業及び下水道事業において、令和 7 年度の水道事業管路更新計画を見据えた建設改良工事の抑制や、入札による差金等の発生により、建設改良費に若干の差額が見られるものの、経営状況としては各事業ともに大きな数値の乖離もなく、計画通りの進捗が図られていることを確認した。

2 裾野市公共下水道事業基本計画の見直しについて

裾野市公共下水道事業基本計画における下水道区域の見直しについて、国の 10 年概成の技術的助言を受け、令和 4 年改訂のアクションプランに基づいて着実に進められた結果、下水道事業の経済性等を考慮した将来的に堅実な見直しとなっていることを確認した。

今後とも計画的で持続的なライフラインの維持提供を図っていただくよう要望する。

附帯意見

(1)【職員不足】

上下水道の職員不足と技術継承の課題解決は数年にわたり審議会答申にて強く要望している。能登半島地震や埼玉県八潮市の道路陥没事故により、住民生活に欠かせないライフライン維持の重要性が再認識されたが、当市の水道職員の平均年齢は 57.9 歳と県内で突出しており、さらに有事に現場作業に出役できない職員が多く、マンパワー不足が顕在化している。

人材確保の代替策として DX 化等により事務等の効率化を進めるとともに、審議会の総意として当市のライフライン維持のため、若く健康な職員の増員を要望する。また、併せて技術継承者の育成についても早急な対策を講じられたい。

(2) 【下水道事業】

下水道事業経営は計画通り進められてはいるが、未だ経費回収率は100%に達しておらず、一般会計からの繰入金等がなければ経営が成り立たない状況にあり、自立した健全な状態とは言えない。

国土交通省からも早期の経費回収率の改善、また、改定に向けたロードマップの作成を求められていることから、国の限られた財源の補助要件の厳格化に対応すべく、下水道事業経営の効率化を図るとともに、下水道使用料の早期改定を進めるよう要望する。

(3) 【簡易水道事業】

簡易水道事業経営は計画通り進められてはいるが、一般会計からの繰入金等がなければ運営が成り立たず、経営状況は決して自立した健全な状態とは言えない。

会計規模も小さく、起債による財源確保にも限界がある。

水道料金による自己収入財源だけでなく、余裕財産の活用やクラウドファンディング等、料金以外で収入を補完的に上げる工夫の検討、また、将来に向けた根本的な課題解決の更なる検討を要望する。